

| 仕 様 書                                                                                                |            |        |             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|-------------|
| 件 名                                                                                                  |            | 調達要求番号 | 2PD91A00056 |
| 空調機更新移設役務                                                                                            |            | 作成年月日  | 4. 6. 22    |
|                                                                                                      |            | 作成課班   | 総務課         |
| 1 適用範囲<br>本仕様書は、空調機更新移設役務について適用する。                                                                   |            |        |             |
| 2 実施場所                                                                                               |            |        |             |
| (1) 更新<br>群馬県前橋市南町3丁目64-12                                                                           |            |        |             |
| (2) 移設                                                                                               |            |        |             |
| ア 移設元<br>群馬県前橋市南町3丁目64-12<br>自衛隊群馬地方協力本部4階試験室                                                        |            |        |             |
| イ 移設先<br>群馬県前橋市表町2-19-9<br>手島ビル1階                                                                    |            |        |             |
| 3 空調機交換及び移設概要（設置場所は別紙による）                                                                            |            |        |             |
| (1) 据付空調機 壁掛型 単相100V×1台                                                                              |            |        |             |
| 壁掛型 単相100V×1台                                                                                        |            |        |             |
| 種別                                                                                                   | 型番         | 台数     | 会社名         |
| 室内機                                                                                                  | F25ZTAXS-W | 1台     | ダイキン        |
| 室外機                                                                                                  | R25ZAXS    | 1台     | ダイキン        |
| (2) 撤去空調機 壁掛型 単相100V×1台                                                                              |            |        |             |
| 壁掛型 単相100V×1台                                                                                        |            |        |             |
| 種別                                                                                                   | 型番         | 台数     | 会社名         |
| 室内機                                                                                                  | F25KTSXS-W | 1台     | ダイキン        |
| 室外機                                                                                                  |            | 1台     | ダイキン        |
| (3) フロンガス回収及び破壊×1式                                                                                   |            |        |             |
| (4) 移設空調機 天吊型 三相200V×1台（設置場所は別紙による）                                                                  |            |        |             |
| 種別                                                                                                   | 型番         | 台数     | 会社名         |
| 室内機                                                                                                  | FHP63DG    | 1台     | ダイキン工業      |
| 室外機                                                                                                  | RZRP63BCT  | 1台     | ダイキン工業      |
| 4 一般事項                                                                                               |            |        |             |
| (1) 当該役務の実施に関しては、本仕様書及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備・電気設備工事編）平成31年度版」によること。                       |            |        |             |
| (2) 作業前、作業中及び作業後の安全確保をすべてにおいて優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生の防止に努めること。                             |            |        |             |
| (3) 本仕様書に明記されていない事項といえども、技術上当然必要とする事項については契約相手方の責任において実施すること。                                        |            |        |             |
| (4) 施設及び周辺にある構造物等に対しては、作業に伴い損傷を及ぼさないよう十分な注意を払い、万一損傷を与えた場合には、契約相手方の責任において補修または原形に復するほかそれに伴う損害を補償すること。 |            |        |             |

- (5)作業時間は、原則として、平日 8 時 4 5 分～1 7 時 0 0 分までの間とすること。
- (6)指定された施設及び経路以外に立ち入ることを禁止する。なお、本交換実施に伴い知り得た情報等は、決して第三者に漏洩してはならない。
- (7)当該役務は、諸法令等を遵守し、行うこと。
- (8)工程は、契約担当官等と綿密に調整すること。
- (9)作業写真は、作業前、作業中、作業完了後、使用材料及びその他、契約担当官等が指示する場所を撮影し、アルバムに整理して、提出すること。
- (10)作業に使用する材料は、既存品を再使用し、別に必要となる材料は使用材料一覧表に定める規格等で新品とすること。
- (11)撤去空調機（室内機及び室外機）及び作業中に発生した廃材は、請負者が責任を持って処分すること。
- (12)取り外した空調機を処分した後、マニフェストの提出をすること。
- (13)撤去空調機のフロンガスは、請負者が責任を持って回収及び破壊を実施し破壊証明書を分任契約担当官に提出すること。

#### 5 特記事項

- (1)据付空調機を所定の位置に冷媒配管、ドレン配管、電気配線、室外機取付台及び化粧カバーとともに設置する。
- (2)官給品については、「官給品仕訳書」のとおりとする。

#### 6 その他

本交換を実施するにあたり疑義が生じた場合は、その都度契約担当官等と協議し、疑義の解決を得た後、その指示に従うものとする。